

地方スポーツ振興費補助金（中学校・高等学校スポーツ活動振興事業補助，国民スポーツ大会開催事業補助，全国障害者スポーツ大会開催事業補助，スポーツによる地域活性化推進事業補助，国民体育大会開催準備事業補助及び中学生年代の競技別全国大会等開催支援事業補助）交付要綱

昭和 6 0 年 4 月 5 日
文 部 大 臣 裁 定
最終改正 令和 8 年 2 月 1 3 日

（通則）

第 1 条 地方スポーツ振興費補助金（中学校・高等学校スポーツ活動振興事業補助，国民スポーツ大会開催事業補助，全国障害者スポーツ大会開催事業補助，スポーツによる地域活性化推進事業補助，国民体育大会開催準備事業補助及び中学生年代の競技別全国大会等開催支援事業補助）（以下「補助金」という。）の交付については，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は，スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）の規定に基づき，地方公共団体が行うスポーツを振興するための事業に要する経費の一部を国が補助し，もって我が国のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

（交付の対象及び補助金の額）

第 3 条 スポーツ庁長官（以下「長官」という。）は，別記 1 から別記 6 までに掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち，補助金交付の対象として長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について，予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。），間接補助事業等（適正化法第 2 条第 5 項に規定する間接補助事業等をいう。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。），補助対象経費及び補助金の額は，別記 1 から別記 6 までに掲げる補助実施要領の定めるところによる。

（申請手続）

第 4 条 補助事業者は，補助金の交付を受けようとするときは，様式 1 による交付申請書を長官に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第 5 条 長官は，前条の規定による交付申請書の提出があったときは，これを審査し，補助金を交付すべきものと認めたときは，交付の決定を行い，様式 2 による交付決定

通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書がスポーツ庁に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに附した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に交付申請取り下げ書を長官に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象経費の額を変更しようとするとき又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式3による計画変更承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各事業ごとの補助金の額に影響を及ぼさない範囲内で、各事業ごとの補助対象経費の20%以内の額によって経費の配分を変更する場合についてはこの限りではない。

- 2 長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、様式4による中止（廃止）承認申請書を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業は、毎年度当該年度末までに完了しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了できないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式5による遅延報告書を長官に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について長官の要求があったときは、速やかに様式6による状況報告書を長官に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたと

きを含む。)は、その日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式7による実績報告書を長官に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について長官の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。
- 3 補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（交付事業が完了せず国の会計年度が終了した場合）には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添えて、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告を提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第13条 長官は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式8による額の確定通知書を補助事業者へ送付する。
- 2 長官が補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、長官はその超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は前項により補助金の支払いを受けようとするときは様式9による補助金支払請求書を官署支出官大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第15条 長官は、第9条による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条による交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- （1）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく長官の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - （3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他の不適当な行為をした場合
 - （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 長官は、第1項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 長官は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。
- 3 長官は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部又は一部について補助事業者が納付があつた場合は、その納付額について国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣（以下「大臣」という。）が別に定める。

- 2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ長官の承認を得なければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者から財産処分の承認の申請を受けたときは、あらかじめ長官の承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は第2項の承認をする場合において、前条第3項の規定は第3項の承認をする場合においてそれぞれ準用する。

(補助金の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第19条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における

計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式 10 による調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際附すべき条件等)

- 第 20 条 補助事業者は、間接補助事業者に補助金の交付の目的に従って補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、本要綱第 6 条から第 19 条まで（第 13 条第 1 項及び第 14 条を除く。）の規定に準ずる条件を附さなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により附した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第 14 条ただし書による補助金の支払いを受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(電磁的方法による提出)

- 第 21 条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他長官又は文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

- 第 22 条 長官又は文部科学省は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、長官又は文部科学省は補助事業者に到達確認を行うものとする。

附則（改正 平成 27 年 2 月 27 日）

- 第 1 条 この要綱は、平成 27 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成 26 年度以前に係る補助金については、なお従前の例による。

附則（改正 平成 27 年 10 月 1 日）

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から実施する。

附則（改正 平成 29 年 2 月 20 日）

- 第 1 条 この要綱は、平成 29 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成 28 年度以前に係る補助金については、なお従前の例による。

附則（改正 平成 30 年 1 月 30 日）

- 第 1 条 この要綱は、平成 30 年度以降に交付を決定する補助金から適用し、平成 29 年度以前に係る補助金については、なお従前の例による。

附則（改正 令和 2 年 4 月 23 日）

- 第 1 条 この要綱は、令和 2 年度補正予算（第 1 号）成立日以降に交付を決定する補助金から適用し、同日前に係る補助金については、なお従前の例による。

附則（改正 令和 2 年 6 月 11 日）

- 第 1 条 この要綱は、令和 2 年度補正予算（第 2 号）成立日以降に交付を決定する補助金から適用し、同日前に係る補助金については、なお従前の例による。ただし、別記 1 に定める補助金の額については、令和 2 年度以降に交付を決定する補助金から適用

する。

附則（改正 令和２年１０月２日）

第 １ 条 この要綱は，令和２年１０月２日から施行し，令和２年度事業より適用する。

附則（改正 令和３年３月２日）

第 １ 条 この要綱は，令和３年３月２日から施行する。

第 ２ 条 前条にかかわらず，別記４については令和３年度以降に交付を決定する補助金から適用し，令和２年度以前にかかる補助金については，なお従前の例による。

附則（改正 令和４年２月２日）

第 １ 条 この要綱は，令和４年度以降に交付を決定する補助金から適用し，令和３年度以前に係る補助金については，なお従前の例による。

附則（改正 令和４年１１月１４日）

第 １ 条 この要綱は，令和４年１１月１４日以降に交付を決定する補助金から適用し，同日よりも前に交付決定が行われた補助金については，なお従前の例による。

附則（改正 令和５年３月１３日）

第 １ 条 この要綱は，令和５年度以降に交付を決定する補助金から適用し，令和４年度以前に係る補助金については，なお従前の例による。

第 ２ 条 前条にかかわらず，様式１～３，様式７及び別記２の「国民スポーツ大会」については令和５年度に交付を決定する冬季大会の補助金から適用し，本大会にかかる補助金については，なお従前の例による。

附則（改正 令和８年２月１３日）

第 １ 条 この要綱は，令和８年２月１３日以降に交付を決定する補助金から適用し，同日よりも前に交付決定が行われた補助金については，なお従前の例による。

様式 1

番
令和 年 月 日
号

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名
住所

令和 年度地方スポーツ振興費補助金（事業名） 交付申請書

令和 年度地方スポーツ振興費補助金（事業名）として、下記金額を交付してくだ
さるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

（経費の配分表）

事業名	補助事業に 要する経費 （総経費）	補助対象経費	補助金の額
1. 中学校・高等学校スポーツ活動 振興事業	円	円	円
2. 国民スポーツ大会開催事業			
3. 全国障害者スポーツ大会 開催事業			
4. スポーツによる地域活性化推進 事業			
5. 国民体育大会開催準備事業 （新型コロナウイルス感染症の影響による開催年度変更）			
6. 中学生年代の競技別全国大会等 開催支援事業			
計			

（注）「補助金の額」は、千円未満を切捨てとする。

添 付 書 類

(1) 事業計画書（「銀行口座情報」を含む）

(2) 議決予算書の写

（注）議決されていないときは、近く議決される旨の確約書（この場合は、議決され次第歳出予算書の写に議決証明を付して後送のこと。）

(3) 全国中学校体育大会開催事業の各競技については、地域のスポーツ団体等の参加を認めることが確認できる書類

【担当者連絡先】

部署名

担当者

連絡先（電話番号、メールアドレスを記載）

様式2

番 号

令和 年度地方スポーツ振興費補助金（事業名）交付決定通知書

補助事業者名

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度地方スポーツ振興費補助金（事業名）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

スポーツ庁長官

記

1. この補助金の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度地方スポーツ振興費補助金（事業名）交付申請書記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費及び補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

(内訳)

事業名	補助事業に 要する経費 (総経費)	補助対象経費	補助金の額
1. 中学校・高等学校スポーツ活動 振興事業	円	円	円
2. 国民スポーツ大会開催事業			
3. 全国障害者スポーツ大会開催 事業			
4. スポーツによる地域活性化 推進事業			
5. 国民体育大会開催準備事業 (新型コロナウイルス感染症の影響による開催年度変更)			
6. 中学生年代の競技別全国大会等 開催支援事業			

3. 補助金の確定額は「別表」のとおりとする。
4. 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び地方スポーツ振興費補助金（中学校・高等学校スポーツ活動振興事業補助、国民スポーツ大会開催事業補助、全国障害者スポーツ大会開催事業補助、スポーツによる地域活性化推進事業補助、国民体育大会開催準備事業補助及び中学生年代の競技別全国大会等開催支援事業補助）交付要綱の定めるところに従わなければならない。
5. 補助事業の終了に当たり、補助事業により得た収入の額が補助事業に要した経費の額を超過した場合は、その差額（補助金の額を限度とする。）を国に納付させることがある。

「別表」

事業名	確定額
1. 中学校・高等学校スポーツ活動 振興事業	補助対象経費の実支出額と補助金の額とのいずれ か低い額とする。
2. 国民スポーツ大会開催事業	〃
3. 全国障害者スポーツ大会開催 事業	〃
4. スポーツによる地域活性化 推進事業	〃
5. 国民体育大会開催準備事業 (新型コロナウイルス感染症の影響による開催年度変更)	〃
6. 中学生年代の競技別全国大会等 開催支援事業	〃

本件担当
スポーツ庁（課・室、係名を記載）
連絡先（電話番号、メールアドレスを記載）

様式3

番 号
令和 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名

令和 年度地方スポーツ振興費補助金（事業名）
に係る補助事業計画変更承認申請書

このことについて下記理由により、補助事業の内容を変更したいので承認願いたく申請します。

記

1. 理 由

2. 変更後の事業費

（1）当初交付決定額	金	円
（2）変更後交付申請額	金	円
（3）今回変更額	金	円

（経費の配分表）

事 業 名	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金の額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
1. 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業						
2. 国民スポーツ大会開催事業						
3. 全国障害者スポーツ大会開催事業						
4. スポーツによる地域活性化推進事業						
5. 国民体育大会開催準備事業 （新型コロナウイルス感染症の影響による開催年度変更）						
6. 中学生年代の競技別全国大会等開催支援事業						
計						

（注1）「補助金の額」は、千円未満を切捨てとする。

（注2）変更後の事業計画書を添付すること。

【担当者連絡先】

部署名
担当者
連絡先（電話番号、メールアドレスを記載）

様式 4

番 号
令和 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名

令和 年度地方スポーツ振興費補助金（事業名）
に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

このことについて下記理由により，補助事業を中止（廃止）したいので承認願いたく
申請します。

記

理 由

【担当者連絡先】

部署名

担当者

連絡先（電話番号，メールアドレスを記載）

様式5

番 号
令和 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名

令和 年度地方スポーツ振興費補助金（事業名）
に係る補助事業遅延報告書

このことについて下記理由により，補助事業が遅延し補助事業の遂行が困難となりましたので報告します。

記

理 由

【担当者連絡先】

部署名

担当者

連絡先（電話番号，メールアドレスを記載）

様式6

番
令和 年 月 日 号

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名

令和 年度地方スポーツ振興費補助金（事業名）
に係る補助事業状況報告書

このことについて下記のとおり報告します。

記

事業実施率		事業者支出率			備考
〔着手〕 令和 年 月 日	現在まで の進捗率	総事業費 A	現在までの 支出額 B	B／A	
〔終了予定〕 令和 年 月 日	%	円	円	%	

【担当者連絡先】

部署名
担当者
連絡先（電話番号，メールアドレスを記載）

様式 7

番
令和 年 月 日

スポーツ庁長官 殿

補助事業者代表者の職・氏名

令和 年度地方スポーツ振興費補助金（事業名）実績報告書

このことについて事業が終了したので、別紙関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（収 入）

事業名	補助事業に要した経費			
	補助金の額	補助事業者負担額	その他	計
1. 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業				
2. 国民スポーツ大会開催事業				
3. 全国障害者スポーツ大会開催事業				
4. スポーツによる地域活性化推進事業				
5. 国民体育大会開催準備事業 (新型コロナウイルス感染症の影響による開催年度変更)				
6. 中学生年代の競技別全国大会等開催支援事業				
計				

（注）「補助金の額」は、千円未満を切捨てとする。

(支 出)

事業名	補助事業に要した経費		
	補助対象経費	補助対象外経費	計
1. 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業			
2. 国民スポーツ大会開催事業			
3. 全国障害者スポーツ大会開催事業			
4. スポーツによる地域活性化推進事業			
5. 国民体育大会開催準備事業 (新型コロナウイルス感染症の影響による開催年度変更)			
6. 中学生年代の競技別全国大会等開催支援事業			
計			

添付書類 別紙

【担当者連絡先】

部署名

担当者

連絡先（電話番号，メールアドレスを記載）

番 号

令和 年度地方スポーツ振興費補助金（事業名）の額の確定通知書

補助事業者名

令和 年度地方スポーツ振興費補助金（事業名）の額を，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の規定に基づき，下記のとおり確定する。

令和 年 月 日

スポーツ庁長官

記

確 定 額 金 円

本件担当 スポーツ庁（課・室，係名を記載） 連絡先（電話番号，メールアドレスを記載）
--

年 月 日

補 助 金 支 払 請 求 書

官署支出官
文部科学省大臣官房会計課長 殿

名 称
代表者役職名
代表者氏名

下記のとおり、請求します。

記

補助金等名	
交付決定額 (金額を変更した場合は変更後の金額を記載)	円
請求額	円

記入例

年 月 日

補助金支払請求書

官署支出官

文部科学省大臣官房会計課長 殿

和暦でも西暦でも可

住所の記入は不要

名 称
代表者役職名
代表者氏名

交付決定時（契約時）の
名称と同一であること

下記のとおり、請求します。

記

テーマやプログラム名
などの詳細は記入不要

補助金等名	
交付決定額 (金額を変更した場合は変更後の金額を記載)	円
請求額	円

精算払の場合、誤って額の確定額を記載しないこと

金額は千円単位ではなく
円単位で記入。

様式 10

地方スポーツ振興費補助金（事業名）調書

令和 年度
スポーツ庁所管

（補助事業者名）

国			地 方 公 共 団 体										備考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 額	補 助 率	歳 入			歳 出							
			科目	予算 現 額	収入 済 額	科目	予算 現 額	うち国庫補助金 相 当 額	支出 済 額	うち国庫補助金 相 当 額	翌年度 繰越額	うち国庫補助金 相 当 額	
(組織) ス ポ ー ツ 庁	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
(項) ス ポ ー ツ 振 興 費													
(目) 地方スポーツ振興費補助金 (事 業 名)													

記入要領

1. 地方公共団体の科目は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。
2. 予算現額は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、流用増△減額等の区分を明らかにして記載すること。
3. 備考は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別記 1

中学校・高等学校スポーツ活動振興事業補助実施要領

1. 目的

全国中学校体育大会及び全国高等学校総合体育大会の運営に要する経費のうち開催地の都道府県において要する経費の一部及び新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった部活動の全国大会（以下、単に「全国大会」という。）の代替となる地方大会の運営に要する経費の一部を国が補助し、もって中学校及び高等学校のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 補助対象事業

（1）全国中学校体育大会開催事業

（地域のスポーツ団体等に所属する生徒の大会の参加機会が確保されるよう、大会参加資格について、地域のスポーツ団体等の参加を認める競技に限る。）

（2）全国高等学校総合体育大会開催事業

（3）全国大会の代替となる地方大会開催支援事業

（上記のいずれの大会においても、補助金交付の対象とする種目は、スポーツ庁長官が認めたものとし、1 種目 1 回とする。種目ごとの開催時期は異なっても差し支えない。）

3. 補助対象事業者

都道府県

4. 補助対象経費

（1）2 の（1）及び（2）に掲げる事業

諸謝金（競技役員等の謝金に限る。）、旅費（選手旅費は除く。）、褒賞費、消耗品費、人件費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費

（2）2 の（3）に掲げる事業

諸謝金（医師等の謝金に限る。）、旅費（医師等の旅費に限る。）、褒賞費、消耗品費、人件費、借料及び損料

5. 補助金の額

定 額

別記2

国民スポーツ大会開催事業補助実施要領

1. 目的

国民スポーツ大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を国が補助し、もって我が国のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 補助対象事業

国民スポーツ大会開催事業（本大会，冬季大会）

3. 補助対象事業者

都道府県

4. 補助対象経費

式典及び競技運営に直接必要な経費

5. 補助金の額

定 額

別記3

全国障害者スポーツ大会開催事業補助実施要領

1. 目的

全国障害者スポーツ大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を国が補助し、もって我が国の障害者スポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 補助対象事業

全国障害者スポーツ大会開催事業

3. 補助対象事業者

都道府県

4. 補助対象経費

式典及び競技運営に直接必要な経費

5. 補助金の額

定 額

別記 4

スポーツによる地域活性化推進事業補助実施要領

1. 目的

地方自治体が実施するスポーツを通じた健康増進及びスポーツを観光資源とした地域活性化の取組等に要する経費の一部を国が補助し、もってスポーツによる地域活性化を推進することを目的とする。

2. 補助対象事業

(1) 運動・スポーツ習慣化促進事業

域内のスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能とするために行う、行政内、民間企業、スポーツ団体等から構成する実行委員会等の開催及び運動・スポーツへの興味・関心を継続させる取組

(2) スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業

地域スポーツコミッションの活動を通じたスポーツ合宿・キャンプ誘致、スポーツアクティビティ創出等によるまちづくり・地域活性化の取組

(3) アジア・アジアパラ競技大会を契機としたスポーツ参画人口の拡大に資するスポーツによる地域活性化事業

アジア・アジアパラ競技大会の開催を契機として行うスポーツ参画人口の拡大に資するスポーツによる地域活性化事業の取組

3. 補助対象事業者

(1) 運動・スポーツ習慣化促進事業

都道府県及び市町村（特別区を含む。）

(2) スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業

都道府県及び市町村（特別区を含む。）

(3) アジア・アジアパラ競技大会を契機としたスポーツ参画人口の拡大に資するスポーツによる地域活性化事業

愛知県及び名古屋市

4. 補助対象経費

(1) 運動・スポーツ習慣化促進事業

諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費、会議費

(2) スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業

諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費、会議費、人件費

(3) アジア・アジアパラ競技大会を契機としたスポーツ参画人口の拡大に資するスポーツによる地域活性化事業

諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、雑役務費、会議費、設備備品費、委託費

5. 補助金の額

(1) 運動・スポーツ習慣化促進事業 定額

(2) スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業
定額

(3) アジア・アジアパラ競技大会を契機としたスポーツ参画人口の拡大に資する
スポーツによる地域活性化事業
定額

別記5

国民体育大会開催準備事業補助実施要領 (新型コロナウイルス感染症の影響による開催年度変更)

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民体育大会（国民スポーツ大会）の開催年度が変更になったことによって生ずる経費のうち、開催年度が変更となった開催地の地方公共団体において要する経費の一部を国が補助し、もって我が国のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 補助対象事業

国民体育大会開催準備事業
(新型コロナウイルス感染症の影響による開催年度変更)

3. 補助対象事業者等

補助事業者は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催年度が変更となった県とする。

なお、補助事業者が間接補助事業等を行う場合、間接補助事業者は県の市町村とする。

4. 補助対象経費

式典及び競技運営の準備に直接必要な経費、補助金（県が市町村に対して当該事業の間接補助事業として補助するものに限る。）

5. 補助金の額

定 額

6. 備考

本事業は令和2年度限りとする。

別記 6

中学生年代の競技別全国大会等開催支援事業補助実施要領

1. 目的

あらゆるチームや個人が参加できる中学生年代を対象とした競技別全国大会又はブロック大会等の広域的な大会の運営に要する経費のうち、開催地の都道府県において要する経費の一部を国が補助し、もって中学生のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

2. 補助対象事業

中学生年代の競技別全国大会等開催支援事業

3. 補助対象事業者

都道府県

4. 補助対象経費

諸謝金（医師等の謝金に限る。）、旅費（医師等の旅費に限る。）、褒賞費、消耗品費、人件費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費

5. 補助金の額

定額